

観 参 第 3 5 3 号
令 和 元 年 7 月 4 日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）



消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

標記に関し、別添のとおり旅行業関係団体あて要請文書を発出したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行サービス手配業者に対し、周知をお願い申し上げます。

観 参 第 3 5 3 号
令 和 元 年 7 月 4 日

一般社団法人 日本旅行業協会 会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が制定されています（平成25年10月1日施行）。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられています（このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置の内容については、別紙参照。）。

公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して調査や指導を行い、また、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、特定事業者に対して勧告を行い、その旨を公表しています。この他、政府共通の窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設け、消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付けるとともに、公正取引委員会や中小企業庁のほか各省庁においても事業者からの相談を受け付けています。加えて、書面調査を悉皆的に行うなど、積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについて情報収集を行っています。

平成26年4月1日の消費税率の5%から8%への引上げに係る転嫁拒否等の行為について、公正取引委員会及び中小企業庁において、平成25年10月から平成31年3月までに、4,662件の指導、48件の勧告・公表を行いました。

また、平成30年11月28日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」においては、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で、事業者間の取引については、下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはならず、本年10月の消費税率引上げに際しても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている不当な行為がなされないよう、引き続き、監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにしています。

さらに、平成31年3月29日には、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年公正取引委員会）を改正し、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図っています。

上記ガイドライン等も踏まえ、今後、公正取引委員会及び中小企業庁としては、本年10月の消費税率引上げに当たって、中小企業等が適正かつ円滑に税率引上げ分を転嫁できるよう、周知・広報や調査の強化を講じるなど、転嫁対策をより一層強化します。

貴協会におかれでは、会員に対し、上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し、本年10月の消費税率の10%への引上げに当たって、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、現場担当者に限らず社内全体に周知徹底を図っていただくとともに、担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど、貴協会全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反する行為を行わないように併せて要請します。

観 参 第 3 5 3 号
令 和 元 年 7 月 4 日

一般社団法人 全国旅行業協会 会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が制定されています（平成25年10月1日施行）。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられています（このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置の内容については、別紙参照。）。

公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して調査や指導を行い、また、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、特定事業者に対して勧告を行い、その旨を公表しています。この他、政府共通の窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設け、消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付けるとともに、公正取引委員会や中小企業庁のほか各省庁においても事業者からの相談を受け付けています。加えて、書面調査を悉皆的に行うなど、積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについて情報収集を行っています。

平成26年4月1日の消費税率の5%から8%への引上げに係る転嫁拒否等の行為について、公正取引委員会及び中小企業庁において、平成25年10月から平成31年3月までに、4,662件の指導、48件の勧告・公表を行いました。

また、平成30年11月28日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」においては、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で、事業者間の取引については、下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはならず、本年10月の消費税率引上げに際しても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている不当な行為がなされないよう、引き続き、監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにしています。

さらに、平成31年3月29日には、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年公正取引委員会）を改正し、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図っています。

上記ガイドライン等も踏まえ、今後、公正取引委員会及び中小企業庁としては、本年10月の消費税率引上げに当たって、中小企業等が適正かつ円滑に税率引上げ分を転嫁できるよう、周知・広報や調査の強化を講じるなど、転嫁対策をより一層強化します。

貴協会におかれては、会員に対し、上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し、本年10月の消費税率の10%への引上げに当たって、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、現場担当者に限らず社内全体に周知徹底を図っていただくとともに、担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど、貴協会全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反する行為を行わないように併せて要請します。